

◆直近事業年度における事業の概況

2023年度〔2023年4月1日から2024年3月31日まで〕事業報告書

1. 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

<経営環境>

2023年度のわが国経済は、コロナ禍を乗り越え、緩やかな回復基調を取り戻しました。個人消費などの国内需要が低迷したものの、インバウンド需要などに支えられ、緩やかに成長しました。

国内株式は、2023年3月の東京証券取引所の要請による企業経営改革への期待、堅調な企業業績等を背景にした海外資金の流入等により大きく上昇し、2024年2月には、日経平均株価が34年ぶりに過去最高値を更新しました。国内長期金利は、上半期末にかけて日本銀行の金融政策修正への思惑等により上昇基調で推移しましたが、その後は欧米の金融緩和に対する期待等に応じて一進一退で推移しました。また、2024年3月には、賃金の上昇を伴う2%の物価安定目標実現の見通しが立ったことを受け、マイナス金利政策の解除が決定されました。外国為替相場は、上半期末にかけて日米の金利差拡大などを背景にドル高円安が進みました。その後は金利差縮小の見通しもあり、一時円高方向に推移しましたが、2024年1月からは米国の良好な経済指標や日本の低金利継続が意識され、同年3月には約34年ぶりのドル高円安水準となりました。

<事業の経過及び成果>

当社は、「社会公共の福祉に貢献する」というパーパス(存在意義)のもと、その実現に向けて果たすべきミッション(使命)として、「サステナビリティ経営方針」を定めております。

このミッションの実現に向け、住友生命グループの2030年のありたい姿を「ウェルビーイング」に貢献する「なくてはならない保険会社グループ」とする「住友生命グループVision2030」(以下、「Vision2030」)を策定しました。「Vision2030」では、「住友生命[Vitality]」を核とした先進価値で、保険や健康増進などお客さまのニーズに応じていく領域はもとより、地域創生や地球環境といった社会課題の解決にも積極的に取り組むとともに、ビジネスパートナーや従業員を含むすべてのステークホルダーのウェルビーイングを支える取り組みを進め、1人でも多くの方の「よりよく生きる」に貢献し、持続可能な未来の実現を目指しております。また、そのための目標として、2000万名の方々にウェルビーイングの価値を提供し、その中核となるVitality会員数を500万人に増やすことを掲げており、住友生命グループ一丸となって取り組みを進めております。

この「Vision2030」の実現に向け、2023年度にスタートさせた3カ年計画「スミセイ中期経営計画2025」においては、サステナビリティ重要項目の取組みを進めるとともに、「ウェルビーイングデザインへの進化」、「新規領域でのイノベーションの実現」、「収益構造改革」、「グループ戦略」の4つの取組みに注力しております。また、これらを確実なものとするための推進エンジンとして、「人材共育」および「デジタル&データ」の取組みを進めるとともに、事業のサステナビリティを高めるため、よりよい企業風土の醸成や事業リスク対策も進めております。

- ※1 身体的・精神的・社会的・経済的に良好な状態であること、「よりよく生きること」を意味します。
- ※2 「住友生命[Vitality]」は保険契約とVitality健康プログラム契約で構成しており、保険本来の保障に加えお客さまの日々の健康増進活動を評価し、ステータスに応じて保険料が変動する仕組みを組み込んだ保険です。また、Vitality健康プログラムの一部を単独で利用可能な「Vitalityスマート」も提供しております。

(サステナビリティ重要項目の推進)

当社は経営方針に基づき、右図のとおり5つの項目を「サステナビリティ重要項目」として定めており、「住友生命[Vitality]」を通じた健康長寿社会への貢献や社会・環境課題の解決等の取り組みを進めました。

健康長寿社会への貢献に向けては、「住友生命[Vitality]」を広く社会に向けて発信するとともに、商品、プログラムメニュー、特典(リワード)の進化に資する取組み等を進めました。

社会・環境課題の解決に向けては、カーボンニュートラル社会の実現に向け、住友生命グループの温室効果ガス(GHG)排出量2050年ネットゼロ^{※3}を目標としており、事業活動から生じるGHG削減^{※4}の取組みとして、保有する大規模ビルのLED化や再生可能エネルギーの導入、紙使用量の削減等のほか、支社・支部における営業活動用に環境性能の優れたハイブリッド車の導入も開始しました。また、当社単体の資産ポートフォリオの2030年GHG削減目標^{※5}を50%に設定しており、目標の達成に向けて、投融資先との対話やトランparenシファイナンス^{※6}等を通じ、各企業の脱炭素に向けた取組みを後押ししました。加えて、生物多様性の保全と回復に向けた取組みの一環として、自然資本・生物多様性に関わる国内のイニシアティブ^{※7}にも積極的に参加しました。

また、人権課題の解決に向けては、「住友生命グループ人権方針」に基づき、人権デュー・ディリジェンス^{※8}や人権啓発研修等を実施したほか、ビジネスパートナーのウェルビーイングの更なる推進を図る観点から「パートナーシップ構築宣言」^{※9}を公表しました。

社会貢献活動の取組みとしては、「健康増進」「子育て支援」「地球環境の保護」を重点分野とした活動を実施しており、中学生・高校生を対象とする金融リテラシー等に関する授業も行いました。

- ※3 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成する(全体としての温室効果ガスの排出をゼロにすることを意味します)。
- ※4 対象はScope1+2+3(資産ポートフォリオからの排出量は別途管理)としており、2030年目標としてグループで[2019年度対比GHG排出量(Scope1+2+3)50%減]を設定しております。なお、Scopeとは、GHG排出量を算定・報告する際の手順を定めた国際的な基準であるGHGプロトコルにおける区分であり、Scope1(直接排出量)、Scope2(間接排出量)、Scope3(その他の排出量)の3つがあります。
- ※5 削減目標は2019年度対比です。削減指標は、資産規模の影響を排除して評価するため[保有残高ありのGHG排出量]-(資産ポートフォリオのGHG排出量÷資産ポートフォリオ残高)とし、また対象Scopeは投融資先のScope1+2としております。

- ※6 脱炭素社会の実現に向けて、長期的な戦略に則り着実なGHG削減の取組みを行う企業に対し、その取組みを支援することを目的としたファイナンス手法のことです。
- ※7 投資家等が協働して推進する取組みを意味します。
- ※8 事業活動において起こりうる、顕在化した、または潜在的な人権に対する負の影響を継続的に検証し、未然防止または軽減に努める取組みのことです。
- ※9 関係関係(内閣府、経済産業省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び内閣官房副長官)と一般社団法人日本経済団体連合会会長、日本商工会議所会頭、日本労働組合総連合会会長をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において創設された仕組みで、取引先との共有共栄の取組みや「取引条件のしわ寄せ」防止等を代表者の名前でご宣言するものです。

(ウェルビーイングデザインへの進化)

保険のコンサルティングを中心とした商品・サービスの提供にとどまらず、保険以外の領域も含めたサービスを総合的に提供する「ウェルビーイングデザイン」へと進化させることを通じて、お客さまを守り・増やしていくとともに、これまで以上に地域に根付き、お客さまに寄り添い続けることができる会社の実現に取り組まれました。

営業職員チャネルにおいては、「Vision2030」における目指す姿として、お客さま一人ひとりに最適なウェルビーイングをお届けするため、すべての営業職員が「ウェルビーイングデザイナー」への進化を目指すこととしており、「住友生命[Vitality]」を中心としたライフデザインの領域に加え、非保険領域のサービスを総合的に提供するとともに、これまで以上に地域社会への貢献にも取り組むなど、活動の幅を広げました。また、お客さまに寄り添いウェルビーイングを提供し続ける競争力の高い人材集団づくりに向け、AI等を活用した活動・コンサルティングサポートの展開を通じて、新人営業職員や指導者教育のレベルアップを図りました。

「住友生命[Vitality]」においては、Vitality健康プログラムの魅力をさらに高めるべく特典(リワード)の拡充に努めたほか、Vitality会員の健康増進活動を一層促進するため、発売5周年企画として期間限定の特典(リワード)を提供するなどの取組みを行い、2024年3月には累計販売件数が170万件を超えました。さらに、より幅広いお客さまの健康増進活動に貢献するため、アクティブチャレンジ^{※10}等のVitality健康プログラムの一部を単独で利用可能な「Vitalityスマート」の提供に注力し、非保険領域のサービス拡充に努めました。また、アクティブチャレンジの仕組みを活用した寄付の取組みが評価され日本赤十字社から「金色有功章」^{※11}を受賞したほか、保障の独自性や商品内容等がファイナンシャルプランナーから評価され、「2024年 オリコン顧客満足度」調査「総合保障保険ランキング」^{※12}において「住友生命[Vitality]」が第1位を獲得しました。

保険商品の充実という観点では、お客さまの資産形成ニーズに応えるため、一時払終身保険の予定利率を段階的に引き上げるとともに、平準払個人年金保険「たのしみワンダフル」^{※13}の予定利率を2023年10月に引き上げました。また、職業のみ告知で、90歳まで加入が可能な一時払終身保険「スミセイのかんたん告知終身保険90」を2024年4月に発売しました。

さらに、業務提携を通じた商品ラインアップの一層の拡充に向け、エヌエヌ生命保険株式会社の法人向け保険、ソニー生命保険株式会社の外貨建保険、三井住友海上火災保険株式会社の損害保険を当社の営業職員を通じて販売する体制としており、「住友生命[Vitality]」を中心とした当社商品とあわせて、生保・損保一体となった総合生活保障の提供に努めました。

- ※10 1週間のサイクルで設定される運動ポイント目標を達成することで、特典が受けられる短期プログラムです。
- ※11 日本赤十字社が創設した表彰制度で、一定額の活動資金(事業資金)を納めた功労者などに贈られるものです。
- ※12 株式会社horicon MEが毎年実施する、ファイナンシャルプランナー30名が「保障の独自性」「商品内容」「保険料」を項目ごとに評価したランキングです。
- ※13 金融機関を通じた販売名称は「たのしみ未来」等です。

サービス面では、「人ならでは」の価値に「デジタル」を融合することで、あらゆる観点においてお客さまの状況・状態に応じたサービスを提供し、体験価値を向上させることに取り組まれました。具体的には、お客さまの利便性向上を目的として、インターネット上で保険の資料請求、保険プラン作成依頼や契約の申込み、加入後の保全手続き・給付金請求等が可能なスマートフォンアプリ「スミセイ・デジタルコンシェルジュ」を2023年4月に提供開始しました。また、2024年3月には、商品付帯サービスの利用対象者を拡大し、「スミセイ・デジタルコンシェルジュ」上で利用可能とするレベルアップを行いました。さらに、同年3月には、「TREE PAYMENT」^{※14}を営業職員が取り扱うすべての生保・損保商品に拡大し、保険加入時や契約内容の変更時等の場面でペーパーレス決済等のサービスを利用可能としました。「スミセイ未来応援活動」^{※15}を中心としたアフターサービスの提供にあたっては、高齢社会やデジタル社会を踏まえた対応として「スミセイのご家族アシストプラス」^{※16}や「スミセイダイレクトサービス」^{※17}の登録を推進しました。

また、2024年1月に発生した令和6年能登半島地震においては、保険金・給付金請求時の簡易取扱いや契約者貸付利率の減免等の対応を迅速に行うとともに、お見舞い活動や請求勧奨等の取組みも推進しました。

金融機関等代理店チャネルでは、多様化するお客さまニーズや環境変化に的確に応えるため、商品をフルラインで取り揃えるとともに、お客さま向けサービスや代理店サポートの拡充に努めました。2023年6月には、従来の外貨建一時払個人年金保険に「円建」を追加した一時払個人年金保険「たのしみグローバルⅢ(指数連動プラン)」「たのしみグローバルⅢ(定率増加プラン)」を発売しました。また、2024年4月には、従来の一時払終身保険に、3つの健康状態の告知で加入でき、加入後すぐに一時払保険料を上回る死亡保障が得られる「3つの健康告知プラン」を追加した円建一時払終身保険「ふるはーとJロードⅢ」および外貨建一時払終身保険「ふるはーとJロードグローバルⅢ」を発売しました。

国内子会社における取組みについては、メディアケア生命保険株式会社(以下、「メディアケア生命」)にて、保険ショップ、銀行・信用金庫、ソニー生命保険株式会社等に医療保険を中心とした商品を供給し販売を推進しており、主力商品である医療終身保険「新メディフィットA(エース)」について、2023年4月に、入院や退院後の在宅療養による経済的負担等を保障する特約を発売したほか、同年12月には、損傷に対する通院保障を充実させる商品改定を行いました。

アイフル少額短期保険株式会社では、多様化・細分化するお客さまニーズに対応した機動的な商品開発に努めるとともに、プラットフォームや異業種企業等と連携したデジタル保険の展開を進めており、「PayPay」アプリ内から加入する商品として、「熱中症お見舞い金保険」と「インフルエンザお見舞い金保険」の提供を推進しました。

また、保険ショップを展開する、いずみライフデザイナーズ株式会社および株式会社保険デザインにおいては、引き続きデジタルツールを活用した面談などを通じ、お客さまの比較検討ニーズに応える的確なコンサルティングに努めました。

- ※14 お客さまの希望するタイミング・手段で決済できるサービスプラットフォームであり、株式会社シーエスエスと株式会社電算システムの登録商標です（登録商標登録第6561080号）。
- ※15 定期訪問等を通じてお客さまに加入内容を十分に理解いただくとともに、現在も最適な保障になっているかを診断（コンサルティング）する活動です。
- ※16 お客さまが認知症等に罹患した場合、あらかじめ登録いただいた家族が契約内容の確認や手続きをすることができサービスで、「ご家族登録サービス」「契約者代理制度」「被保険者代理制度」の3つのサービス・制度の総称です。
- ※17 自宅や外出先などから、インターネットや電話、提携ATMで、簡単に出入金取引・各種手続き・契約内容照会を利用できるサービスです。

ホールセールでは、幅広いニーズに応えるため、企業保険の提供や、法人向けサポートメニューの充実等、総合的な企業福祉制度の実現のサポートに取り組みました。

団体保険分野では、福利厚生制度の充実を図る商品とサービスの提供に努めており、その一環として、「治療と仕事の両立支援」「健康経営」というニーズに応える団体3大疾病保障保険「ホスピタA（エース）」「ホスピタV」の販売に注力しました。団体年金分野では、2023年4月に、低廉な手数料を設定した確定拠出年金「スミセイDC新総合型プラン」を発売したほか、2024年4月には企業の定年年齢延長等の社会環境の変化を踏まえ、55歳以降も10年タイプ単独で更新可能な確定拠出年金向けの新商品「スミセイDC年金10年NEO」を発売するなど、加入者の利便性向上に努めました。また、従業員向けセミナーや経営者向けコンサルティング等の提供にも取り組みました。

さらに、充実した暮らしを支え、地域に根付いたウェルビーイングサービスを提供するため、地域企業における健康経営・ウェルビーイング経営や、自治体における取組みをサポートしました。自治体連携の取組みとしては、地域住民の健康増進等、自治体の課題解決を図る取組みを実施しており、アクティブチャレンジ等のVitality健康プログラムの一部を自治体に提供する「Vitalityワーク」を20以上の自治体にて実施しました。また、大阪府と実施している「大阪Vitalityチャレンジ」※18では、登録者数が累計10万名を超えるなど多くの方に利用いただきました。こうした取組みを含め、2024年3月時点で、44の都道府県および全国の多数の市町と協定締結・事業連携等を行いました。

(新規領域でのイノベーションの実現)

一人ひとりのよりよく生きるに貢献するため、Wa a S※19の開発に取り組み、実装に繋げるとともに、新規領域におけるサービスを充実させることで、住友生命グループのサービスを受けいただけるお客さまの拡大に取り組みしました。

その中核となる「住友生命[Vitality]」による健康増進を推進するため、2023年10月には、三井住友カード株式会社とヘルスケア分野における業務提携を行い、「Vitalityスマート」に「Vポイント」※20を獲得できる特典（リワード）を追加した「Vitalityスマート for Vポイント」の提供を開始しました。また、企業が利用料を負担することで従業員が「Vitalityスマート」を利用できる企業向けサービス「Vitality福利厚生タイプ」の提供を一部地域で開始し、2024年6月からは全国での提供を予定しています。

また、「病があっても幸せに、齢を重ねても幸せに」をコンセプトに各種サービスの開発を進め、2023年10月にはプレコンセプションケア※21領域における企業向けサービス「不妊治療と仕事の両立支援」ソリューション※22の提供を開始し、順次サービスの実装に取り組みしました。同年12月にはヘルスケア事業の更なる拡大を目的に、重症化予防領域のパートナーとして自治体向けサービスの共同開発や団体保険への付帯サービス提供等の協業を行った株式会社PREVENTを完全子会社化しました。

- ※18 大阪府在住・在勤の方を対象に最大12週間無料でVitality健康プログラムの一部を体験いただく取組みです。プログラムの利用を通じて健康づくりに向けた行動変容を促し、蓄積されたデータの分析や活用によって、大阪府の皆さまの生活の向上を目指しております。
- ※19 「Well-being as a Service」の略で、「住友生命[Vitality]」を中心に「一人ひとりのよりよく生きる＝ウェルビーイング」を支えるサービスをエコシステムとして展開しております。
- ※20 三井住友カード株式会社が提供するポイントサービスです。
- ※21 女性やカブが自分たちの生活や健康に向き合うこと、そして、元氣な赤ちゃんをさすがるチャンスを増やす、女性や将来の家族がより健康な生活を送れるようにする一連の取組みのことです。
- ※22 サービス名称は「Whodo整備(フウドセイバー)」です。

さらに、オープンイノベーションによる事業共創を実現するため、CVC※23ファンド「SUMISEI INNOVATION FUND」を通じ、スタートアップ企業への投資を推進したほか、新規領域におけるサービスの充実に向けて、アイフル少額短期保険株式会社を活用し、より機動的な保障の提供に向けた検討を進めました。

(収益構造改革・グループ戦略)

住友生命グループのサステナビリティを高めるため、資産運用や海外事業の強化、コストコントロールなど、持続的・安定的な成長に資する総合的な取組みを進めました。また、社会・環境課題の解決に向けた取組みをグループ全体として推進しつつ、「Vision2030」を実現するための戦略をグループベースで策定し、グループとしての一体感やシナジー発揮に向けた運営を推進しました。

資産運用では、責任ある機関投資家として、中長期の安定的な運用収益の確保と持続可能な社会の実現への貢献の両立を目指して取組みを進めました。保険金等の確実なお支払いに資することを目的として安定的に運用する「ALM」※24運用ポートフォリオでは、国内金利リスク削減および収益力向上のため、金利上昇により投資効率が高まった日本国債や為替ヘッジ付外貨債クレジット資産等の残高を積み増しました。一定のリスクの範囲内で運用収益の向上を目指す「バンス運用ポートフォリオ」では、収益性の低下した為替ヘッジ付外国債の削減を進める一方で、為替ヘッジを行わない外国債や国内外株式を機動的に積み増しました。また、持続可能な社会の実現に貢献すべく、ステューワードシップ活動を通じた投資先企業との対話やESGテーマ型投資※25の規模拡大等、実効性向上に向けた取組みを推進しました。2024年1月には「資産運用立国実現プラン」を策定・公表しており、多様な資産への投資を拡大することや優秀な新興資産運用会社の開拓を進め、お客さまの資産形成に資する魅力ある商品を提供するための取組みを開始しました。

海外事業では、海外の生命保険市場の収益性・成長性を取り込み、収益基盤を拡充することで国内事業の収益を補完し、保険金等支払余力の向上および持

続可能性の強化を図ることを基本方針とし、北米とアジアを海外における生命保険事業展開の中心と位置付け、米国子会社であるSymetra Financial Corporation（以下、「シメトラ」）の持続的成長とアジア出資先の企業価値向上、グローバル人材の育成および新規M&Aの検討に注力しました。特にアジア出資先のひとつであるSingapore Life Holdings Pte. Ltd.（以下、「シンクライフ・ホールディングス」）は、デジタルを活用した先進的なシステムやビジネスモデルを有することから、そのノウハウの獲得等を目的に経営に関与し、2024年3月にはアジア地域における同社の事業展開の実績や今後の成長性などを踏まえ、同社の完全子会社化を行いました。また、同年4月には同社との関係強化やアジア地域の市場調査を目的としてシンガポールに駐在員事務所を設立しました。

グループ戦略については、住友生命グループ全体の持続可能性を高めるため、グループ経営方針・グループ経営計画の策定を進めているほか、グループベースのガバナンスを強化する観点から、グループ経営管理の更なる高度化や内部統制システムの整備についての検討を進めました。

- ※23 CVC (Corporate Venture Capital) とは、将来的のあるスタートアップ企業への投資を通じて、事業共創を効率的・効果的に推進する仕組みです。
- ※24 ALM (Asset Liability Management) とは、リスクを適切にコントロールしつつ収益向上を図る観点から資産と負債を総合的に管理する手法です。
- ※25 ESG課題の解決を目的とした債券(例：グリーンボンド)等への投融資のことです。

(人材共育)

ウェルビーイングに貢献し、持続可能な未来を実現していくための根幹である「人の価値」を高めるため、社長を本部長とした「人材共育※26本部」を中心として、経営方針に基づいた事業戦略と人材戦略の一体化的取組みを進めました。2023年度からは、経営戦略を踏まえた新コンピテンシー（目指す人材像）運営を開始したほか、職員の自発的なキャリアプランニングを推進しました。人材共育の取組みを支える土台作りとして、働き方改革、DE&I（ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン）※27の更なる推進、健康経営にも取り組みました。働き方改革については、2023年2月に移転した東京本社に向けて、より一層の価値創造に繋がる働き方を追求し、全社へと広げようとする目指し、所属を越えた職員間のコミュニケーションの活性化、コラボレーションの創出に資する取組み等を進めました。DE&Iの取組みとしては、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組み企業として、2023年6月に「プラチナくるみんプラス」※28の認定企業となりました。

また、優秀人材の確保や職員の成長と更なる生産性向上に向けて、若年層等を対象に昇格基準等にコンピテンシー評価を導入し、成長度をより実感できる評価制度への見直しを行ったほか、初任給を含む処遇水準の引上げ等を行いました。ライフデザイナー等については、「住友生命[Vitality]」の提供を核として、お客さまの健康増進やウェルビーイングへ貢献するためのフォロー活動に対する評価の拡充等、お客さまの満足度と職員の達成感の向上に資する制度改革等を行いました。

(デジタル&データ)

人の力だけでは実現できないことをデジタルとデータで補完して新たな価値を提供するため、2023年4月に設置した「デジタル&データ本部」において、住友生命グループ全体のデジタル化・データ活用を推進するとともに、各部門における実行支援等に取り組みました。同年7月には、日常業務の生産性向上やお客さま向けサービスの開発・レベルアップを目的として、本社・グループ会社の職員約1万人を対象に生成AIを導入しました。また、多様なスキルを持ったデジタル人材の育成に向けて、Eラーニングによるリテラシー向上やワークショップを中心とした研修の実施などにも取り組みました。

- ※26 経営戦略を具現化する職員(人)を「財(たから)」と位置づけ、上司と部下がお互い「育てる・育てられる存在」として共に育つことを意味します。
- ※27 DE&I (Diversity, Equity & Inclusion) とは、多様な人材が、異なる感性を尊重し合いながら、公平な環境で、伸びやかに力を発揮できる状態を目指す考えです。
- ※28 「子育てサポート企業」として「プラチナくるみん」の認定を受けた企業が、不妊治療と仕事の両立にも積極的に取り組み、一定の基準を満たした場合に、「プラス認定」が追加されます。

(よりよい企業風土の醸成・事業リスク対策)

事業のサステナビリティ向上に向けて、よりよい企業風土の醸成および事業リスク対策の検討を進めました。よりよい企業風土の醸成に向けては、「お客さま本位の業務運営」の更なる推進のため、全役職員がこれまで以上にお客さまの視点で発想し行動できるよう、「住友生命グループ行動規範」※29の浸透に注力しました。加えて、職員一人ひとりの「あたり姿(WILL)」を育み、組織の一体感を醸成するため、ウェルビーイングに関するミーティングの機会を定期的に設けるとともに、役員層と職員との対話機会の拡充等を行いました。

また、人口減少や気候変動といった環境変化への対応が不十分となり、当社のビジネスモデルにおける強みが損なわれ、「Vision2030」や経営計画の達成を阻害するリスクを事業リスクと捉え、事業リスクの洗い出しと特定等、PDC Aサイクルを明確化したうえでモニタリングを開始しました。

(経営基盤の強化)

資本政策面では、財務基盤の一層の強化を目的として2023年8月に500億円の基金を募集し、基金の総額（基金償却積立金を含む）は6890億円となったほか、米ドル建永久劣後特約付社債の発行により2024年1月に10.4億ドル（1516億円）を調達しました。一方、2013年度に発行した米ドル建劣後特約付社債10億ドル(994億円)を2023年9月に期限前償還しました。経営管理面では、環境変化や「Vision2030」の制定等を踏まえ、2017年に策定した「消費者志向自主宣言」を改正しました。また、ガバナンスの充実という観点では、総代候補者選考委員会※30において、2025年改選の総代候補者に関する自薦を公募し、同委員会が推薦する候補者の一部を当該自薦者から選定することが決定されました。

(業績の概況)

2023年度の業績の概況は次のとおりとなりました。個人保険・個人年金保険の新契約の年換算保険料は、転換契約を中心に「住友生命[Vitality]」の販売件数は増加したものの、新規契約の獲得が伸び悩んだほか、1.2%減の積立金の販売が減少したこと等により前年度比1.2%減の1081億円となりました。解約・失効契約の年換算保険料は、前年度比4.3%減の690億円となりました。保有契約全体の年換算保険料は、前年度末比0.1%増の2兆2627億円となりました。また、お客さまの満足度を測る指標として重視している保険契約の継続率※31については、13月日継続率が97.4%(前年度末比0.0ポイント減)、25月日継続率が94.0%(同0.8ポイント増)となりました。

- ※29 従業員一人ひとりが経営方針を行動レベルで実践していくために定めているものです。
- ※30 幅広い層からの総代候補者の選考を行うため、社員の中から職業・年齢等を考慮し、総代で選任された10名の委員によって構成されております。
- ※31 保険契約の継続率は、対象期間内に募集した新契約の年換算保険料の合計のうち、契約後13月目（13月日継続率 募集対象年月：2021年11月から2022年10月まで）、25月目（25月日継続率 募集対象年月：2020年11月から2021年10月まで）に継続している契約の年換算保険料の割合です。

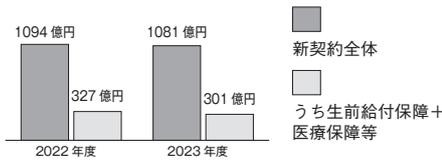
【個人保険および個人年金保険】

・年換算保険料

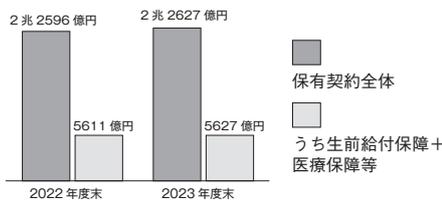
	2023年度	前年度比
新契約	1081億円	1.2%減
うち生前給付保障＋医療保障等	301億円	8.2%減
2023年度末		
	2023年度末	前年度末比
保有契約	2兆2627億円	0.1%増
うち生前給付保障＋医療保障等	5627億円	0.3%増

- (注) 1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等(一時払契約等は保険料を保険期間で除した金額等)を計上しております。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付および保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

●新契約年換算保険料



●保有契約年換算保険料



【ご参考】当社グループ年換算保険料

	2023年度	前年度比
新契約(グループ全体)	3242億円	16.6%増
2023年度末		
	2023年度末	前年度末比
保有契約(グループ全体)	3兆4490億円	13.4%増

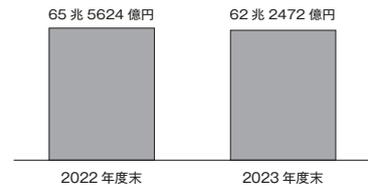
- (注) 1. 新契約は、住友生命、メディケア生命、シメトラの合計額です。
2. 保有契約は、住友生命、メディケア生命、シメトラ、シングライフ・ホールディングスの合計額(2022年度末は、住友生命、メディケア生命、シメトラの合計額)です。
3. 住友生命、メディケア生命は、個人保険および個人年金保険の合計額です。
4. シメトラ、シングライフ・ホールディングスの決算日は12月31日です。

・保険金額

	2023年度	前年度比
新契約高	8932億円	30.8%減
減少契約高	4兆2084億円	8.2%減
2023年度末		
	2023年度末	前年度末比
保有契約高	62兆2472億円	5.1%減

- (注) 1. 新契約高には転換による純増加および保障一括見直しによる純増加を含みます。
2. 減少契約高の主なものは、死亡、満期、保険金額の減少、解約、失効です。
3. 個人保険の金額は、主たる保障額です。
4. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。

●保有契約高(保険金額)

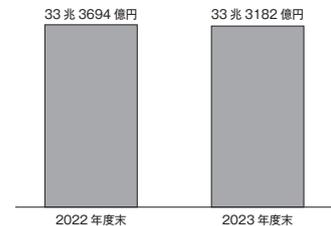


【団体保険および団体年金保険】

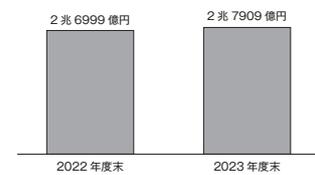
	2023年度末	前年度末比
団体保険	33兆3182億円	0.2%減
団体年金保険	2兆7909億円	3.4%増

- (注) 1. 団体保険の金額は、主たる保障額です。
2. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

●団体保険保有契約高



●団体年金保険保有契約高



【収支・資産等の概況】

2023年度の収支・資産等の概況は次のとおりとなりました。

収支の概況について、収入面では、保険料等収入が2兆1828億円(前年度比1.5%減)、資産運用収益が1兆3165億円(同9.4%増)、支出面では、保険金等支払金が2兆311億円(同3.5%増)、資産運用費用が4698億円(同21.0%減)、事業費が3325億円(同1.1%減)となりました。こうした結果、経常利益は1472億円(同138.1%増)となりました。これに特別損益、法人税等を加減した結果、当期純剰余は719億円(同51.1%減)となりました。

また、当期末処分剰余金は696億円(前年度比53.0%減)となりました。

基礎利益については、為替ヘッジコストが増加した一方で、新型コロナウイルス感染症に関連した入院給付金等支払いが減少したこと等により2617億円(前年度比10.7%増)となりました。

年度末の総資産については38兆2010億円(前年度末比8.2%増)となりました。

当社では、将来の保険金等のお支払いに備えて、法令の定めに基づき、標準責任準備金の対象契約については標準責任準備金を、それ以外の契約については平準純保険料式の責任準備金を積み立てており、その額は年度末で28兆7619億円(前年度末比1.6%増)となりました。なお、2006年度から、新たに年金支払いを開始した個人年金保険契約について、原則として年金支払開始時点での標準基礎率を適用し、責任準備金を追加で積み立てております。

保険金等の支払余力を表すソルベンシー・マージン比率については、717.6%(前年度末比95.2ポイント減)と引き続き十分な水準を確保しております。

【ご参考】当社グループの収支・資産等の概況

2023年度における当社グループの収支・資産等の概況は次のとおりです。

	2023年度	前年度比
経常収益	4兆3787億円	3.6%増
経常利益	1177億円	99.1%増
親会社に帰属する当期純剰余	1641億円	17.5%増

	2023年度	前年度比
グループ基礎利益*	3056億円	16.9%増

*グループ基礎利益は、住友生命とメディケア生命の基礎利益、シメトラ、シングライフ・ホールディングス、バオベト・ホールディングス、BNIライフ、PICC生命の税引前利益(住友生命の持分相当額)を合算し、一部の内部取引調整等を行い算出しております。

	2023年度末	前年度末比
総資産	48兆2098億円	13.0%増

＜対処すべき課題＞

2024年度は、「Vision2030」で掲げるありたい姿「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」の実現に向け、「スミセイ中期経営計画2025」に掲げる「ウェルビーイングデザインへの進化」、「新規領域でのイノベーションの実現」、「収益構造改革」、「グループ戦略」の4つの取組みを通じ、すべてのステークホルダーのウェルビーイングへの貢献に取り組み、「ウェルビーイング価値提供顧客数」「Vitality会員数」等の拡大を目指してまいります。

「ウェルビーイングデザインへの進化」においては、保険・非保険のサービスをお客さまに総合的に提供するため、新たな商品開発と「住友生命「Vitality」」の更なる魅力向上に取り組むとともに、営業職員チャネルなどにおいて「Vitality体験版」・「Vitalityスマート」の提供を推進することを通じて、より多くのお客さまに「住友生命「Vitality」」の価値を実感いただき、保険を通じた安心を提供することを目指してまいります。これらの取組みを支えるため、ウェルビーイングを提供する競争力の高い人材集団づくりを推進し、お客さまへのより質の高いサービスの提供に努めてまいります。また、多様化するお客さまの資産形成ニーズに対応するべく、保険以外の金融商品も含めた総合的な金融コンサルティングの提供等により、ファイナンシャル・ウェルビーイングへの貢献にも取り組んでまいります。さらに、自治体と連携した「Vitalityウォーク」の展開や「Vitality福利厚生タイプ」の全国でのサービス開始などを通じて、充実したくらし・世代を支え、地域に根差したウェルビーイングサービスを提供してまいります。

「新規領域でのイノベーションの実現」においては、健康増進の取組みに加え、ウェルビーイングサービスの開発とWaaSの実装を進めてまいります。具体的には、「スミセイ・デジタルコンシェルジュ」によるWaaSサービスの提供や、「Vitalityスマート for Vポイント」などプラットフォーム等と連携した顧客接点の創出、新たな商品・サービスを開発してまいります。また、多様なお客さまニーズに応えるためのミニ保険^{※32}の開発にも努めるとともに、「スミセイ・デジタルコンシェルジュ」の更なるレベルアップ等により住友生命グループとしてお客さまにウェルビーイングをお届けする取組みを一層進めてまいります。

「収益構造改革・グループ戦略」においては、住友生命グループのサステナビリティを高めるため、リスク対比リターンの高い資産などへの投資を拡大し更なる資産運用収益力の向上に取り組むとともに、スチュワードシップ活動を通じた投資先企業との対話やESGテーマ型投資を実施し、社会・環境課題解決のためのインパクト創出に注力してまいります。さらに、収益基盤や持続可能性を強化するために海外事業を推進していくとともに、引き続きグループガバナンスの強化やより一層のグループシナジーの発揮に向けた取組みを進めてまいります。そして、グループ一体となった取組みを進める中で、カーボンニュートラルの実現やすべてのステークホルダーの人権尊重など、社会・環境課題の解決に向けて取り組んでまいります。

また、これらの取組みを確実なものとするための推進エンジンとして、引き続き、「人財共育」および「デジタル&データ」の取組みに注力するとともに、健康長寿社会に貢献することを中心にサステナビリティ重要項目に対する取組みを推進してまいります。

さらに、これらの取組みの基盤として、全役職員がお客さま本位の業務運営をより一層推進し、住友生命グループ行動規範の実践とコンプライアンスに根差した誠実な業務遂行を徹底することを通じて、よりよい企業風土の醸成に取り組むことに加え、社会の変化に適切に対応し、今後予想される様々な事業リスクへの対策にも取り組んでまいります。

以上の取組みを着実に進めることで、「Vision2030」で掲げる「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」の実現に向けた歩みを加速させてまいります。

※32 保険金額が少額かつ保険期間が短期という特徴を持つ、シンプルで分かりやすい商品を含みます。

(2) 財産及び損益の状況の推移

年度末契約高	区分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度(当期)
		兆 億円	兆 億円	兆 億円	兆 億円
個人保険 個人年金保険 団体保険 団体年金保険 その他の保険		58 0356	54 1042	51 0584	47 9709
		14 9289	14 7531	14 5040	14 2762
		33 0951	33 3001	33 3694	33 3182
		2 6665	2 7163	2 6999	2 7909
		1967	2181	2658	2848
		兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円
	保険料等収入	2 1877 55	2 1431 99	2 2164 29	2 1828 42
	資産運用収益	8160 10	8670 86	1 2030 13	1 3165 80
	保険金等支払金	1 7460 05	1 7572 64	1 9631 19	2 0311 01
	経常利益	1556 34	1459 62	618 52	1472 76
	当期純剰余	547 33	583 42	1472 04	719 46
	社員配当準備金繰入額	541 81	583 10	570 67	583 55
	総資産	35 4007 86	36 4433 23	35 2981 66	38 2010 01

- (注) 1. その他の保険には、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、受再保険が含まれております。
2. 各保険種類の年度末契約高は次によります。
a. 個人保険、団体保険の金額は、主たる保障額です。
b. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。
c. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

〈ご参考〉当社グループの財産及び損益の状況の推移

区分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度(当期)
	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円
経常収益	3 5177 15	3 5994 28	4 2254 99	4 3787 69
経常利益	1182 23	1288 11	591 53	1177 91
親会社に帰属する当期純剰余	269 65	456 05	1397 87	1641 96
包括利益	5850 76	△4244 05	△8067 41	1 0623 08
純資産額	2 1038 68	1 6252 79	7602 27	1 7848 43
総資産	41 0940 86	42 9942 87	42 6624 08	48 2098 93

(3) 支社等及び代理店の状況

区分	前期末	当期末	当期増減(△)
	店	店	店
支社	90	90	0
事業部	2	2	0
支部	1,528	1,531	3
海外駐在員事務所	3	3	0
計	1,623	1,626	3
代理店	514	528	14

(4) 使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減(△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
	名	名	名	歳	年	千円
内務職員	10,511	10,429	△82	47	17	359
営業職員	33,554	31,797	△1,757	46		

(5) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
	百万円
住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社	70,000
住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社	50,000
住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社	50,000

(注) 住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社、住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社および住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社は、劣後債権を裏付け資産とする無担保社債を発行し、発行代わり金を劣後債権の購入資金に充当しております。

(6) 資金調達状況

基金の募集により2023年8月に500億円を調達しました。
米ドル建永久劣後特約付社債の発行により2024年1月に10.4億米ドル(1516億円)を調達しました。
2013年度に発行した米ドル建劣後特約付社債10億米ドル(994億円)について2023年9月に償還しました。

(7) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額 (単位: 百万円)

設備投資の総額	94,372
---------	--------

(注) 設備投資の総額は、有形固定資産及び無形固定資産に係るものです。

ロ. 重要な設備の新設等 (単位: 百万円)

内容	金額
八重洲セントラルタワー 信託受益権取得	61,900

(8)重要な子会社等の状況

a. 子会社(保険業法第2条第12項に規定する子会社)

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
メディケア生命保険株式会社	東京都江東区	生命保険業	2009年10月1日	80,000百万円	100%
スミセイ情報システム株式会社	大阪府大阪市	コンピューター関連業務	1971年5月12日	300百万円	100%
アイアル少額短期保険株式会社	東京都中央区	少額短期保険業	1984年4月25日	299百万円	100%
株式会社スミセイビルマネジメント	東京都中央区	不動産維持管理業	1967年6月1日	100百万円	100%
いずみライフデザイナーズ株式会社	東京都港区	保険募集業	1983年1月4日	100百万円	100%
株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング	東京都新宿区	保険募集業	1995年4月3日	100百万円	100%
株式会社PREVENT	愛知県名古屋市	医療データ解析および生活習慣病の重症化予防支援事業	2016年7月15日	100百万円	100%
スミセイ・アセット・マネジメント株式会社	東京都新宿区	投資運用業	2022年4月1日	100百万円	100%
スミセイビジネスサービス株式会社	大阪府大阪市	事務処理代行業	1985年1月4日	70百万円	100%
株式会社スミセイハーモニー	大阪府大阪市	事務受託業	2001年2月1日	50百万円	100%
住生物産株式会社	大阪府大阪市	物品販売業	1969年1月13日	10百万円	100%
株式会社シーエスエス	大阪府大阪市	収納代行業	1976年2月16日	10百万円	100%
株式会社保険デザイン	大阪府大阪市	保険募集業	2008年7月1日	20百万円	95%
スミセイ保険サービス株式会社	大阪府大阪市	生保確認業	1978年5月1日	15百万円	80% (100%)
新宿グリーンビル管理株式会社	東京都新宿区	不動産維持管理業	1985年10月30日	20百万円	3.52% (64.70%)
Singapore Life Holdings Pte. Ltd.	Singapore	金融持株会社	2020年7月17日	2,258百万シンガポールドル	100%
Symetra Financial Corporation	Bellevue, U.S.A.	金融持株会社	2004年2月25日	1米ドル	100%

(注) 当社が有する子会社等の議決権比率の()内は、当社と当社の子会社が保有する議決権を合計した割合です。

b. 関連法人等(保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等)

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
マイコミュニケーション株式会社	愛知県名古屋市	保険募集業	2000年5月1日	76百万円	43.00%
株式会社エーエージェント・インシュアランス・グループ	東京都新宿区	保険募集業	2001年6月1日	336百万円	37.96%
日本ビルファンドマネジメント株式会社	東京都中央区	投資信託委託業および投資法人資産運用業	2000年9月19日	495百万円	35%
ジャパン・ベンション・ナビゲーター株式会社	東京都中央区	確定拠出年金運営管理業	2000年9月21日	1,600百万円	15.95%
PT BNI Life Insurance	Jakarta, Indonesia	生命保険業	1996年11月28日	300,699百万インドネシアルピア	39.99%
Baoviet Holdings	Hanoi, Vietnam	金融持株会社	2007年10月15日	7,423,227百万ベトナムドン	22.08%

(注) 当社の連結される子会社及び子法人等、持分法適用の関連法人等のうち重要なものについて記載しております。なお、上記のほか、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.傘下の生命保険業を営む会社等7社およびSymetra Financial Corporation傘下の生命保険業を営む会社等12社が子会社、Baoviet Holdings傘下の生命保険業を営む会社1社が持分法適用の関連法人等となっておりますが、記載を省略しております。

(9)事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2023年11月7日	当社は、当社の関連法人等であるSingapore Life Holdings Pte. Ltd.が行った約1.8億シンガポールドル(約198億円)の増資の引受けを行い、同社への出資割合を23.22%から27.00%へ増加させました。
2023年11月11日	当社の関連法人等であるSingapore Life Holdings Pte. Ltd.はSinglife Financial Pte. Ltd.を清算し、同社は当社の関連法人等では無くなりました。
2023年12月8日	当社は、株式会社PREVENTの発行済株式をすべて取得しました。これにより、同社は当社の完全子会社となりました。
2023年12月18日	当社は、当社の子会社である株式会社PREVENTが行った約4億円の増資の引受けを行いました。
2024年1月31日	当社の子会社である株式会社PREVENTは、約2億円の減資を行いました。
2024年3月18日	当社は、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.の発行済株式をすべて取得しました。これにより、同社は当社の完全子会社となるとともに、同社の傘下子会社7社は当社の子会社となりました。

2. 会社役員に関する事項

(1)会社役員の状況

a. 取締役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
橋本雅博*	取締役会長 指名委員 報酬委員		
高田幸徳*	取締役 指名委員 報酬委員		
角英幸*	取締役		
栄森剛志*	取締役		
百合達哉	取締役 監査委員		
森公高	取締役 (社外役員) 監査委員長	・日本公認会計士協会 相談役 ・株式会社日本取引所グループ 社外取締役 ・三井物産株式会社 社外監査役 ・東日本旅客鉄道株式会社 社外取締役監査等委員	公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
片山登志子	取締役 (社外役員) 監査委員	・片山・平泉法律事務所 パートナー ・近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役	
山本謙三	取締役 (社外役員) 指名委員長 報酬委員長	・オフィス金融経済イニシアティブ 代表 ・株式会社プリヂストン 社外取締役 ・株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役	
白河桃子	取締役 (社外役員) 指名委員 報酬委員	・相模女子大学大学院 特任教授 ・株式会社ジョイフル本田 社外取締役 ・大和アセットマネジメント株式会社 社外取締役	
石井茂	取締役 (社外役員) 監査委員	・ソニーグループ株式会社 社友 ・株式会社横浜銀行 社外取締役	
小林充佳	取締役 (社外役員) 指名委員 報酬委員	・西日本電信電話株式会社 相談役 ・阪急阪神ホールディングス株式会社 社外取締役 ・セーレン株式会社 社外取締役 ・関西テレビ放送株式会社 社外取締役	

(注) 1. *印を付した取締役は、執行役を兼務しております。

2. 監査委員会については内部監査部をはじめとした社内関連部門との十分な連携が必要であることを踏まえ、監査の実効性を確保する観点から、社内取締役である百合達哉を常勤の監査委員として選定しております。

b. 執行役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
橋本 雅博*	代表執行役		
高田 幸徳*	代表執行役社長		
角 英幸*	代表執行役専務グループ・サステナビリティオフィサー	[ブランドコミュニケーション部、企画部、主計部、経理部]担当	
栄森 剛志*	代表執行役専務	[事務サービス企画部、契約サービス部、お客さまサービス部、保険金サービス部、契約審査部、法人総合サービス部]担当	
松本 巖	執行役専務	[運用企画部、A L M証券運用部、バランスファンド運用部、特別勘定運用部]担当	
岩井 豊城	執行役常務	[代理店事業部、代理店事業管理部、代理店営業部]担当	
堀江 喜義	執行役常務	[営業企画部、Vitality戦略部、ウェルズ開発部、営業総括部、大阪総括部、損保事業部、首都圏本部、近畿北陸本部、大阪すめい事業部]担当	
松本 誠	執行役常務	[リスク管理統括部、コンプライアンス統括部、運用審査部、運用管理部、事業企画部]担当	
汐満 達	執行役常務	[C X企画部、新規ビジネス企画部、財務部、不動産部、情報システム部]担当	
藤 秀壮	執行役常務	[年金事業部、法人総括部、公法人部、都心総合法人部]担当	
香山 真	執行役常務	[総務部、勤労部、人事部、人財共有本部事務局]担当	
高尾 延治	執行役常務	[調査広報部、商品部]担当	

(注) 1. *印を付した執行役は、取締役を兼務しております。

2. 2024年4月1日付で、代表執行役専務角英幸は代表執行役副社長に、執行役常務堀江喜義および松本誠は執行役専務に、橋本篤史、寺崎啓介および川口謙誠は執行役常務に就任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	11	178
執行役	14	829
計	25	1,008

(注) 1. 取締役と執行役の兼務者の支給人数および報酬等は、執行役の欄に記載しております。また、上記支給人数・報酬等には、2023年度末よりも前に退任した取締役、執行役のうち、2023年度中に報酬を支給した者(取締役4名、執行役2名)を含んでおります。

2. 報酬等の決定に関する方針、報酬等の総額の内訳、報酬等の決定過程等は次のとおりです。

a. 報酬委員会の定める「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」

1. 基本方針

執行役および取締役の個人別の報酬等に関しては、執行役および取締役の職務の内容ならびに当社の状況等を勘案して決定するものとする。具体的には、以下のとおりとする。

- 契約者およびその他ステークホルダーに対する説明責任を果たし得る公正かつ合理性の高い報酬内容とする。
- 企業価値の増大に向けた役員インセンティブを高める報酬内容とする。(経営の監督を担う非執行の取締役に對しては、本項目は適用しない)
- 報酬等の水準は、外部専門機関による他社水準の調査結果等を活用し、誠実な業務遂行等を通じて持続的かつ安定的に成長する会社を目指すという役員役割と責任および業績に報いるに相応しいものとする。
- 優秀な人材を当社の執行役および取締役として確保することができる報酬内容とする。

2. 報酬体系

業務執行を担う執行役と経営の監督を担う非執行の取締役に別体系とする。

a. 執行役の報酬体系

執行役の報酬は、「固定報酬」と「業績連動報酬」とで構成するものとする。なお、使用人を兼務する執行役については、執行役の報酬のみとする。具体的には、以下のとおりとする。

(1) 固定報酬

役位および職務内容に応じ決定する。

(2) 業績連動報酬(単年度)

役位および職務内容別に定め、会社業績に応じ、一定の範囲内で決定する。

全社業績連動指標は、前年度のEV事業収益の達成率(経営計画との対比)とし、その達成率を乗じて業績連動報酬を決定する。なお、達成率は、上下限を90%~120%とする。

業績連動報酬は、生命保険事業の長期性および公共性を前提として、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させる観点から、報酬総額の27.5%(業績連動指標100%達成の場合)とする。部門評価対象の執行役に関しては、業績連動報酬のうち、上記全社業績連動指標が70%、部門評価対象が30%とする。

(3) 業績連動報酬(中長期)

執行役には、中長期で顕著な業績貢献がある場合には、退任時に報酬委員会で決議の上、執行役在任期間のEVの倍率をベースとした業績連動報酬(EV)および、非財務評価に応じたポイント累計をベースとした業績連動報酬(非財務)を支給することができる。なお、執行役の責任による不祥事等が発生した場合には、報酬委員会で決議の上、全額または一部を支給しないことができることとする。

注) 執行役および取締役への退任慰労金は、年功要素が強いため、2006年に廃止している。

b. 取締役の報酬体系

取締役の職務は経営の監督であり、その監督機能を十分に発揮できるよう、職務内容に応じた固定報酬とする。なお、執行役を兼務する取締役に對しては、取締役の報酬を支給しない。

3. 報酬の水準

同業他社も含め、産業界で中上位の水準を志向する。そのため、外部専門機関の調査結果等入手し、報酬委員会において、適宜見直しを行うこととする。

【固定報酬と業績連動報酬(単年度)の支給割合】

取締役(執行役を兼務する者は除く)	固定報酬：100%
執行役	固定報酬：72.5%、業績連動報酬：27.5%

【業績連動報酬に係る指標】

全社業績連動指標	E V 事業収益の経営計画に対する達成率
部門	保険営業を所管する執行役
評価	上記以外の執行役
	新契約価値の経営計画に対する達成率
	所管する部門のKPI等の達成状況に基づく総合評価

【当該指標を選択した理由】

E V 事業収益	「新契約価値」「既契約からの収益」「解約失効・事業費の影響」等に基づき、経済環境の影響を除いた年度のE Vの増加額であり、経営の成果を総合的に表す指標として選択
新契約価値	新契約から将来生じる利益の現在価値であり、保険営業部門の年度の取組みの成果を端的に表す指標として選択

【業績連動報酬の額の決定方法】

役員ごとの基本額を定め、上記の業績連動に係る指標を乗じて決定します。

【役職ごとの報酬の決定に関する方針】

会長・社長	業績連動報酬のうち、全社業績連動指標を100%適用
上記以外の執行役	業績連動報酬のうち、全社業績連動指標を70%、部門評価を30%適用

b. 報酬等の総額

【役員区分別・種類別の報酬額】

(単位：百万円)

区分	支給人数	固定報酬	業績連動報酬	報酬等の合計
取締役	11	178	—	178
執行役	14	493	336	829
合計	25	672	336	1,008

(注) 報酬等の総額が1億円以上に該当する者はなし。

【業績連動報酬に係る指標の目標および実績】

2023年度の業績連動報酬は、各指標の2022年度の業績に基づいており、目標および実績は次のとおりです。

(単位：億円)

指標	目標	実績
E V 事業収益	1,890	2,415
新契約価値(リテール部門)	1,897	1,712
新契約価値(代理店部門)	256	340

c. 報酬等の決定過程

【報酬等の決定に関する権限を有する者の名称、および権限の内容】

名称	権限の内容
報酬委員会	・「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」の策定 ・執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定

【報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動内容】

実施日	活動内容
2023年6月13日	報酬委員会にて「退任執行役の報酬」を決議。「2023年度執行役の報酬」、「業績連動指標への非財務指標の導入」を審議。「業績連動指標に使用する『E V』『E V 事業収益』の定義」、「2023年度執行役の目標および取組事項」を報告。
2023年7月4日	報酬委員会にて「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」、「2023年度執行役および取締役の個人別の報酬」を決議。
2023年8月7日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2023年11月16日	報酬委員会にて「業績連動報酬への非財務評価導入」を審議。「2023年度経営者報酬調査」を報告。
2023年12月21日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2024年2月8日	報酬委員会にて「業績連動報酬への非財務評価導入」(※)、「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」の改正、「報酬委員会細則」の改正、「昇任および新任執行役の個人別の報酬」を決議。「業績連動報酬への非財務評価導入に伴うディスクロースの方向性」、「取締役(常勤監査委員)の固定報酬の改正」を審議。
2024年3月1日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。

※業績連動報酬への非財務評価導入

サステナビリティ経営方針のもと各ステークホルダーのウェルビーイング実現に向けた取組みを推進するため、サステナビリティ経営を進捗させる動機付けとして、業績連動報酬(非財務)を新たに導入することを決定いたしました。2023年度業績から評価を始め、2024年度以降の報酬に適用いたします。

【当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由】

執行役等の個人別の報酬等の内容は、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬委員会の決議により決定しております。報酬委員会は、「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」との整合性を含めた多角的な観点から審議を行った上で、当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容を決定したことから、当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

(3)責任限定契約・補償契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
森 公 高 片 山 登志子 山 本 謙 三 白 河 桃 子 石 井 茂 茂 小 林 充 佳	保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定します。

※補償契約について、該当事項はありません。

(4)役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社の取締役 および執行役	被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む)に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害のうち、第三者訴訟および社員代表訴訟の場合に、法律上の損害賠償金および争訟費用を被保険者が負担することによって生ずる損害を補填するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

3. 社外役員に関する事項

(1)社外役員の兼職その他の状況

a. 他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
片 山 登志子	片山・平泉法律事務所 パートナー 当社と片山・平泉法律事務所の間に特別な関係はありません。
山 本 謙 三	オフィス金融経済イニシアティブ 代表 当社とオフィス金融経済イニシアティブの間に特別な関係はありません。

b. 他の法人等の社外役員との兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
森 公 高	株式会社日本取引所グループ 社外取締役 当社は、株式会社日本取引所グループと保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。 三井物産株式会社 社外監査役 当社は、三井物産株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 東日本旅客鉄道株式会社 社外取締役監査等委員 当社は、東日本旅客鉄道株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。
片 山 登志子	近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役 当社は、近鉄グループホールディングス株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有するとともに融資を行っております。
山 本 謙 三	株式会社ブリヂストン 社外取締役 当社は、株式会社ブリヂストンと保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有しております。 株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役 当社は、株式会社ゆうちょ銀行の株式を保有しております。また、同社と代理店契約を締結しております。
白 河 桃 子	株式会社ジョイフル本田 社外取締役 当社は、株式会社ジョイフル本田の株式を保有しております。 大和アセットマネジメント株式会社 社外取締役 当社と大和アセットマネジメント株式会社の間に特別な関係はありません。
石 井 茂 茂	株式会社横浜銀行 社外取締役 当社は、株式会社横浜銀行と保険の取引があります。また、同社へ外貨建定期預金を行うとともに、代理店契約を締結しております。
小 林 充 佳	阪急阪神ホールディングス株式会社 社外取締役 当社は、阪急阪神ホールディングス株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 セーレン株式会社 社外取締役 当社は、セーレン株式会社の株式を保有しております。 関西テレビ放送株式会社 社外取締役 当社は、関西テレビ放送株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。

c. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く)との親族関係
該当事項はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会および各委員会における発言 その他の活動状況
森 公 高	2017年7月4日就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 監査委員会15回開催、 うち15回出席	企業会計に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員長等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、2023年6月までは監査委員会委員として、2023年7月以降は監査委員会委員長として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
片 山 登志子	2018年7月3日就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 監査委員会15回開催、 うち15回出席	消費者問題および法律に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、監査委員会委員として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
山 本 謙 三	2019年7月2日就任	取締役会13回開催、 うち12回出席 指名委員会8回開催、 うち8回出席 報酬委員会4回開催、 うち4回出席	金融・経済に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員長等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、2023年6月までは指名委員会委員および報酬委員会委員として、2023年7月以降は指名委員会委員長および報酬委員会委員長としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
白 河 桃 子	2022年7月5日就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 指名委員会8回開催、 うち8回出席 報酬委員会4回開催、 うち4回出席	ダイバーシティ等に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、指名委員会委員および報酬委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
石 井 茂	2023年7月4日就任	取締役会10回開催、 うち10回出席 監査委員会11回開催、 うち11回出席	企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、監査委員会委員として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
小 林 充 佳	2023年7月4日就任	取締役会10回開催、 うち10回出席 指名委員会6回開催、 うち6回出席 報酬委員会3回開催、 うち3回出席	企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、指名委員会委員および報酬委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言を行いました。

(注) 1. 石井茂については、2023年7月4日の取締役および監査委員就任以降、当事業年度に開催された取締役会および監査委員会への出席状況を記載しております。
2. 小林充佳については、2023年7月4日の取締役、指名委員および報酬委員就任以降、当事業年度に開催された取締役会、指名委員会および報酬委員会への出席状況を記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	8	111	-

4. 基金に関する事項

(1) 基金拠出額

50,000百万円

(2) 当年度末基金拠出者数

1名

(3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名又は名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
住友生命2023基金流動化株式会社	百万円 50,000	% 100

(注) 住友生命2023基金流動化株式会社は、基金債権を裏付け資産とする特定社債を発行し、発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 羽太 典明 指定有限責任社員 辰巳 幸久 指定有限責任社員 中山 卓弥	285* ※当社と会計監査人との間の監査契約において、保険業法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬の額を明確に区分できないため、その合計額を記載しております。	監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認した結果、会計監査人の報酬等について、同意を行っております。 また、当社は、会計監査人に対して、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務以外の業務である「米ドル建永久劣後特約付社債の発行に係るコンフォートレター作成業務」等についての対価を支払っております。

(注) 1. 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は370百万円です。

2. 当社及び当社の子会社が会計監査人及び会計監査人と同一のネットワーク(KPMGメンバーファーム)に支払うべき監査証明業務に基づく報酬は691百万円、非監査業務に基づく報酬は71百万円です。

(2) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

1. 監査委員会は、保険業法第53条の9第1項に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、監査委員全員の同意により、解任することが妥当と判断する場合には、会計監査人を解任します。
2. 監査委員会は、前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、総代会決議により会計監査人を解任することが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定します。
3. 監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが不適切と認められる場合には、会計監査人の不再任の検討を行います。監査委員会は、会計監査人を不再任とすることが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定します。

- ロ. 当社の重要な子法人等のうち、Singapore Life Holdings Pte. Ltd. および Symetra Financial Corporation は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をサステナビリティの視点から明文化した「サステナビリティ経営方針」および中長期的に目指していくお客さまの視点から見た当社の姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としている。経営方針を役職員が行動レベルで実践するための指針として「住友生命グループ行動規範」を制定しており、また、お客さまの最善の利益を追求する観点から、「お客さま本位の業務運営方針」を策定し、公表している。

上記の経営方針等に則り、当社および子会社等(以下、「グループ」という)における業務の健全性および適切性の確保に向けた内部統制システムの整備に係る基本方針として、保険業法第53条の30第1項第1号口およびホの規定に基づき取締役会が「内部統制基本方針」を定め、役職員に対して周知徹底を図るとともに法令に基づく開示を行う。

また、グループの経営管理会社として、「グループ経営管理基本方針」を定め、グループ全体の経営管理体制の高度化を図る。

当社は、内部統制基本方針およびグループ経営管理基本方針に則って内部統制システムを整備するとともに、取締役会においてその実効性を検証し、必要な改善を図ることとするほか、内部統制システムの運用状況の概要の開示を行う。

1. 監査委員会の職務の執行のための体制

- ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
 - a. 監査委員会の直属の組織である監査委員会事務局を置く。
 - b. 監査委員会事務局には、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示命令に基づき監査委員会を補助する監査委員会事務局長および職員(以下、あわせて「所属職員」という)を配置する。
 - c. 監査委員会事務局に関する次の事項について、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
 - (1) 定員および予算
 - (2) 所属職員の異動、給与、考課および賞罰

「監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項」の運用状況の概要

- ・ 監査委員会運営に関する事務ならびに監査委員会および監査委員会が選定する監査委員の監査職務の補助等を行う監査委員会事務局を設置し、監査委員会事務局長および8名の職員を配置している。
- ・ 監査委員会事務局に関する定員および予算ならびに所属職員の異動、給与、考課および賞罰については、監査委員会の同意を得ている。

② 監査委員会への報告に関する体制

- a. 次に掲げる方法により、監査委員会への報告体制を確保する。
 - (1) 重要な会議への監査委員の出席
 - (2) グループ各社の取締役、執行役、監査役、執行役員その他の使用人またはこれらの者から報告を受けた者からの監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への報告
- b. 前記aの方法により監査委員会への報告を要する事項は次に掲げる事項とする。
 - (1) 担当執行役(担当執行役員を含む。以下同じ。)以上の職位によって決裁された事項
 - (2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実(子会社等における事実を含む)
 - (3) 法令または定款に違反する重大な事実(子会社等における事実を含む)
 - (4) 内部通報制度における通報状況(国内の子会社における通報状況を含む)
 - (5) 内部監査の実施状況およびその結果(子会社等を対象とするものを含む)
 - (6) その他監査委員会が報告を求める事項
- c. 前記bに掲げる報告を行った者に対して、不利な取扱いを行わない。

「監査委員会への報告に関する体制」の運用状況の概要

- ・ 常勤監査委員が経営政策会議等の諸会議に出席している。
- ・ 各種規定において、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への定時的・臨時的報告について定めており、規定どおり対応している。
- ・ 担当執行役以上の職位によって決裁された決裁書については、随時常勤監査委員が閲覧している。また、監査委員会に報告を要する事項については、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員に報告する旨を各関連規程に明記し、規定どおり対応している。
- ・ 監査委員会に報告を要する事項の報告を行った者が不利な取扱いを受けないよう、「内部通報規程」に定める通報・相談者の保護に関する取扱いに準じた対応を行っている。

- ④ 監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 監査委員会は、その職務の遂行上必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上する。また、緊急または臨時に支出した費用については、監査委員会の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを負担する。

「監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」の運用状況の概要

・出張旅費や図書情報費等、監査委員会がその職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、監査委員会の職務の執行に必要な費用を支出している。

- ④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査委員会には常勤の監査委員を置く。常勤の監査委員は原則として社内取締役とする。
 - 内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
 - 監査委員会または監査委員会が選定する監査委員は、監査職務を遂行するために必要があるときは、内部監査部長に対して必要な報告または調査を指示する。内部監査部長は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示あるときは、各執行役等から独立して当該指示に従い、必要な対応を講じる。
 - 監査委員会は、監査職務を遂行するために必要があるときは、監査委員会事務局所属の職員を子会社の監査役として派遣する。
 - 前3項および前記 a から d までの定め、ならびに「監査規則」にも留意し、監査委員会と代表執行役等との意思疎通および情報交換を行うための体制を整備するなど監査委員会の監査が実効的に行われるために必要な体制を確保する。

「その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

・監査委員会に社内取締役である常勤監査委員1名を置いている。
 ・内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る旨を「職務権限規程」に定めており、規定どおり対応している。
 ・内部監査部は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の調査指示に基づき、必要な調査を行っている。
 ・監査委員会事務局所属の職員を非常勤監査役として子会社2社に派遣している。
 ・2023年度において、監査委員会と代表執行役社長および執行役(員)が意見交換を行う等、監査委員会による監査機能の実効性向上に努めている。

2. 業務の適正を確保するための体制

① 執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 法令等遵守に関する基本的な枠組みを定めた「法令等遵守方針」および保険募集の適正確保に向けた「保険募集管理方針」に基づき、次のとおり法令等遵守を徹底する。
 - コンプライアンス統括部が全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理する。
 - 内部通報制度を設けるとともに公益通報者の保護を図ることで、自浄機能を高める。
 - コンプライアンス統括部担当執行役は、法令等遵守に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
- 執行役の選任にあたっては、候補者の知識経験および社会的信用等を適切に勘案する。
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応方針」に基づき、断固たる態度で組織的に対応することにより、同勢力との関係を遮断し排除する。
- 「情報開示規程」に基づき、企業情報を適時、適切に開示することで、経営の健全性および透明性の向上を図る。
- 保険契約上の責務を確実に履行するため、「財務の健全性・保険計理管理方針」に基づき、適切に財務の健全性・保険計理管理を行い、財務の健全性の確保を図る。
- 「財務報告に係る内部統制の評価規程」に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、改善に努めることで、財務報告の信頼性を確保する。

「執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」の運用状況の概要

・コンプライアンス統括部は、全社におけるコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」等に基づき、全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理している。
 ・通報・相談に対しては「内部通報、相談窓口」または「社外弁護士窓口」で受付を行い、通報・相談者の意向を踏まえ適切に対応している。
 ・コンプライアンス統括部担当執行役は年1回、法令等遵守および保険募集管理に関する状況を取締役会へ報告している。また、必要に応じ監査委員会と意見交換を行っている。
 ・指名委員会において執行役候補者の知識経験や社会的信用等を勘案した審議を行い、取締役会はその結果を踏まえて執行役を選任している。
 ・反社会的勢力による関与またはそのおそれが生じた場合は、各組織は直ちに総務部へ報告し、総務部と連携のうえ必要な対応を行っている。
 ・各組織は「情報開示規程」に定める情報に該当する可能性がある情報の存在を知った場合、調査広報部に連絡を行ったうえで、情報開示の要否ならびに開示する情報の範囲および内容について、情報の種類および重要度に応じて、職務権限規程に基づいて決定を行っている。
 ・主計部は、「財務の健全性・保険計理管理方針」およびその下位規定に基づき、次の3つの事項に関する管理を実施している。
 ①責任準備金等の適切な積立
 ②ソルベンシー・マージン比率の適正な算定
 ③法令等で求められている経営分析や区分経理等の適切な実施
 ・主計部担当執行役は、四半期に1回財務の健全性・保険計理管理の状況を取締役会へ報告している。
 ・内部監査部は、金融商品取引法第24条の4の4および第193条の2等に準じて、財務報告に係る内部統制の有効性を評価している。また、有効性を評価した上で内部統制報告書を作成し、保険契約者等に開示するとともに、監査法人による監査を受けている。
 ・このほか、2023年度においては次の取組みを行っている。

2023年度における主な取組み	
法令等遵守体制 保険募集管理体制 マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策	法令等遵守体制 ・プリンシパルベースの運営において、各支社での教育・指導等の運営・取組状況を確認し、一層の浸透を図り、リスクベースの運営において、重大事故未然防止のための予兆把握・管理職層を含めた営業職員等のコンプライアンス教育に取り組んだ。 ・コンプライアンス強化月間として「信頼向上の月」運営を10月に実施し、社長メッセージ等の各種映像教材による研修や相互討議を通じてコンプライアンスマインドの更なる向上を図った。 ・「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」に関する各支社における趣旨理解、ならびに着眼点を踏まえた取組みに向け各種会議および諸研修での徹底を図った。 保険募集管理体制 ・不祥事件等防止に向けて、コンプライアンス教育およびAIを活用したモニタリング・予兆把握等を実施した。 ・本社販売部門内でサポートチームを組成し、支部ごとのリスク評価・定量分析や重点支社へのサポートを行うなど、本社販売部門の1.5防衛線機能発揮によりコンプライアンス指導・管理の実効性を高めた。 ・代理店への新規委託時や既存委託先への臨店指導時において、代理店部門が把握した情報を基にコンプライアンス統括部が適切性を確認するなど、代理店部門とコンプライアンス統括部が引き続き連携しモニタリングの実効性を高めた。 ・2022年度に新人層を中心に損保に係る不祥事件が増加したことを踏まえて、新人教育の指導内容や支社におけるモニタリング方法を見直し、他、不祥事件発生の際、当社で行う再発防止会議に加え、三井住友海上火災保険株式会社を主体として「再発防止フォローミーティング」を実施する体制を整えるなど、再発防止に向けたモニタリングおよび指導・教育の実効性を高めた。 マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策 ・疑わしい取引、利益相反、法人関係情報の管理、FATCA(注1)報告・モニタリングについて、引き続き適切に実施した。 (注1)外国口座税務コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act)の略で、米国以外の金融機関の口座を利用して米国の税金を逃れることを防止するために制定された米国連邦法。
職場環境コンプライアンス 内部通報制度	職場環境コンプライアンス ・ハラスメント防止に向けたモニタリングを継続するとともに、社外講師による動画教材等を通じた全職員および管理職向け教育やリスクベースでの指導を行った。 内部通報制度 ・内部通報規程を改正の上、不祥事件懸念のある内部通報事案への調査・対応体制のレベルアップを行った。また、内部通報の業務従事者向けに、通報者保護の徹底を含めた内部通報への対応力向上に向けた教育・指導を行った。
情報開示	・法令等やESG情報など、世の中の潮流として求められるサステナビリティ等の非財務情報の開示の充実に加え、経営戦略と一体化した情報開示を進めるべく、統合報告書の作成を全社の経営戦略の企画・調整を所管する部署へ移管するとともに、当社が打ち出していきたい価値創造であるウェルビーイングを掲げる項目の開示を行った。

②執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

保存すべき情報および保存期間を規定する「情報保存規程」に基づき情報の保存および管理を行い、保存期間内の情報を閲覧できるものとする。

「執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> 「情報保存規程」に基づき、紙・電子それぞれの文書に関する管理方法を細則に定め、適切な保存・廃棄を行っている。 規定、教材等を全職員が閲覧できるよう、それらを一元的に管理する社内イントラネットシステムを構築・運用している。 このほか、2023年度においては次の取組みを行っている。 	
2023年度における主な取組み	
適切かつ効率的な情報保存・管理	<ul style="list-style-type: none"> 新東京本社における書類の格納スペースを築地本社比削減するとともに、書類を一時保管するスペースの運用ルールを設け書類の増加抑制、電子保存の推進を行った。 「情報保存規程」および関連細則に基づき、保存期限を設定のうえ適切な場所にて文書を保存するとともに、関連細則に基づき保存期限を迎えた文書の廃棄を行った。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 全社の統合的なリスク管理に関する基本的な枠組みを定めた「統合的リスク管理方針」およびリスクの種類に応じて定める各リスク管理方針に基づき、次のとおりリスク管理を行う。
- (1) リスク管理統括部が全社の統合的なリスク管理を行うとともに、各リスク管理部門が各リスクを管理する。
 - (2) リスク管理統括部担当執行役は、リスク管理に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
- b. 通常のリスク管理だけでは対処できないような危機発生時の対応を定めた「危機管理規程」に基づき、危機対応を行う。また、危機発生により、業務の継続が通常の方法では困難となる場合は、「業務継続計画（BCP）」に基づき、重要業務継続に向けた対応を行う。

「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> リスク管理統括部は、取締役会が年度ごとに決議する「統合的リスク管理計画」に基づき、統合的リスク管理を行っている。 保険引受リスク・流動性リスク・資産運用リスク・オペレーショナルリスク等、各リスクに応じた管理方針および管理部門を定めている。また、各リスクについて、それぞれ策定した管理計画に基づくリスク管理を行っている。 リスク管理統括部担当執行役は年2回、リスク状況を取締役会へ報告している。また、必要に応じ監査委員会と意見交換を行っている。 危機発生時の具体的対応を規定した「危機管理マニュアル」・「業務継続マニュアル」を定めるとともに、災害等危機管理に関する計画を毎年策定し、同計画に基づく訓練を実施する等、体制の維持・向上に努めている。 このほか、2023年度においては次の取組みを行っている。 	
2023年度における主な取組み	
統合的リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 「統合的リスク管理規程」に定める具体的なリスク管理手法等に沿って、見直し後の内部管理E S R（注1）に基づいたリスク状況の適時適切なモニタリングとともに、現行ソルベンシー・マージン比率の状況等についてもモニタリングを実施した。また、株式・オープン外債などの投資拡大等の資産運用の強化への取組みを踏まえたモニタリングを実施し、それらの状況を取締役会等に報告した。 当社に極めて大きな影響を及ぼす可能性のある事象である重要なリスクについて、事業リスクを広くとらえる項目として「環境変化への対応不十分」を新たに追加した。事業リスクを含めた重要なリスクの管理プロセスを整理し、同プロセスに基づき、定期的にモニタリングを実施し取締役会等に報告した。 統合的リスク管理等の取組状況は、O R S A（注2）レポートとして体系的に取りまとめ、統合的リスク管理の高度化等に活用している。（注1）Economic Solvency Ratioの略。（注2）Own Risk and Solvency Assessmentの略。
サイバーセキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> 外部育成プログラム等を活用してセキュリティ人材の継続的な育成を行った。 外部ベンダーが提供するクラウドサービスの外部評価ツールを試行導入し、サプライチェーンに関するセキュリティ評価の拡充・効率化に向けて検討を実施した。 開発環境のセキュリティ強化に取り組みるとともに、開発工程におけるセキュリティ診断サービスの利用を拡大した。また、クラウドサービスの設定内容を監視するサービスの導入に向けた検討を行った。 引き続き効率的、効果的なセキュリティ投資となるよう、セキュリティ活動の目標を設定するとともに、一定の水準を維持した上でのコスト削減に取り組んだ。
危機管理体制・業務継続計画	<ul style="list-style-type: none"> 新東京本社にて、本社移転後に見直しした危機管理体制および業務継続計画に基づいて、危機対策本部設置訓練等を実施した。 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行や、感染拡大の減少傾向等を踏まえ、全社一律での新型コロナウイルス感染症対応を収束するとともに、業務継続マニュアルの机上検証・見直し要否の確認を行った。 令和6年能登半島地震において、規定に基づき危機対策本部を設置し、現地と連携しながら、被害確認、救援物資の搬送やお客さま対応等を実施した。

④執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 組織・事務分掌を定めた「組織規程」および「職務権限規程」等の社内規定に基づき、業務の適切かつ効率的な役割分担と相互牽制を図る。
- b. 経営計画の枠組みを定めた「経営計画規程」に基づき経営計画を策定し業務を執行するとともに、定期的に振り返りを行い必要な改善を図る。
- c. I Tガバナンス管理体制についての基本的な事項を定めた「I Tガバナンス管理方針」に基づき、I T戦略の適正な策定および実行を図る。

「執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> 「組織規程」に定める組織・事務分掌を経営環境等に即して随時改正している。また、「職務権限規程」等については定期的な見直しを行うとともに、必要に応じた改正を行い、適切かつ効率的な意思決定のあり方を追求している。 1事業年度を遂行期間とする年間経営計画および3事業年度を遂行期間とする中期経営計画を取締役会が策定するとともに、取締役会において年2回の振り返りを実施している。 「I Tガバナンス管理方針」およびその下位規定ならびに経営計画を策定し業務を執行するとともに、中期システム化計画を取締役会が策定するとともに、その遂行状況について単年度ごとに取締役会に報告している。 I T戦略委員会において、I T戦略およびI T投資に係る重要事項の部門横断的な審議を行っている。 このほか、2023年度においては次の取組みを行っている。 	
2023年度における主な取組み	
ガバナンス体制	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会における実効的な審議や議論の充実に向けて、適切な資料作成および説明を実施した。 取締役会等の実効性評価の結果を踏まえ、テーマや出席者等、運営を見直しした社外取締役経営協議会を開催した。
経営計画	<ul style="list-style-type: none"> 「スミセイ中期経営計画2025」および「2023年度経営計画」の遂行状況を確認するとともに、外部環境を踏まえ、「2024年度経営計画」を策定した。 「2023年度経営計画」に基づき各部門ごとの業務執行計画を策定し、年2回の振り返りを実施した。
収益管理	<ul style="list-style-type: none"> シングルライフ・ホールディングスの子会社化に伴う連結決算対応のための体制構築を推進するなど、（連結）財務諸表をより適切に作成するため体制を構築した。 全体最適な投資決定に向け、進捗状況を踏まえて新規投資案件の優先順位付けを適宜見直し、追加案件に柔軟に予算措置を行った。 更なる既存経費の合理化に向け、部門横断的な取組みについてウェルビーイング推進P傘下のプロフィット分科会にて検討し、実施確度の高いものについて2024年度事業費予算編成方針の費差シミュレーションに反映した。 2025年に導入が検討されている経済価値ベースの資本規制について、導入を見据えた体制の検討、フィールドテスト等を通じた分析を進めるなど、新たな資本規制を巡る議論の動向や国際会計基準の動向等を踏まえた対応を行った。

⑤相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社は、グループの経営管理会社として、「グループ経営管理基本方針」に基づき、次の各体制について、グループとしての管理体制を構築する。
- (1) 法令等遵守体制
 - (2) 保険数理管理体制
 - (3) リスク管理体制
 - (4) 外部委託体制
 - (5) 内部監査体制
- b. 「グループ経営管理基本方針」、「子会社等経営管理方針」および経営管理に関する契約に基づき、次の事項を含む子会社等の経営管理を行う。
- (1) 子会社等の経営状況等に関する取締役会または経営政策会議への報告
 - (2) 子会社におけるリスク管理に関する規程の整備および子会社等リスク管理計画の策定・定期的な振り返り
 - (3) 子会社等経営管理計画および子会社における年度経営計画の策定・定期的な振り返り
 - (4) 子会社における法令等遵守に関する規程の整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・定期的な振り返り
- c. 必要に応じて当社の役職員を子会社等の監査役または取締役として派遣し、子会社等の内部統制システムの有効性を確認する。

「相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要

- ・各体制における経営管理の基本的な考え方や管理手法等、グループ各社が認識しておくべき事項を定めたグループ法令等遵守方針、グループ保険数理方針、グループリスク管理方針、グループ外部委託管理方針、グループ内部監査方針を定め、各社に周知している。
- ・グループ経営管理部門において、子会社等や子会社等経営管理部門とも連携の上、チェックシートを用いた子会社等の各経営管理体制の整備・運用状況の確認等の具体的な管理手法や取締役会等への報告体制を構築し、グループベースの経営管理を実施している。
- ・取締役会においてグループ各社の経営管理体制の整備・運用状況の確認を行い、グループ経営管理体制の実効性を確認している。
- ・事業企画部等の担当執行役員は、海外子会社等およびマルチチャネル戦略に関わる国内子会社等の経営状況について年2回、それ以外の子会社等の経営状況について年1回、取締役会へ報告している。
- ・国内外の子会社に対し、リスク管理や法令等遵守等、内部統制に関する規程に基づき、リスク管理やコンプライアンスに関する計画の策定を求め、その振り返り結果について定期的に報告を受けている。
- ・取締役会において「子会社等経営管理計画」を策定し、年1回の振り返りを実施している。また、「子会社等経営管理計画」等に基づき子会社に経営計画を策定させ、その振り返り結果について定期的に報告を受けている。
- ・国内外の子会社、関連法人に対し、各子会社等の機関設計や当社の出資比率等を踏まえて取締役または監査役を派遣しており、これらの取締役または監査役を通じて経営状況の把握や内部統制システムの有効性の確認を行っている。
- ・このほか、2023年度においては次の取組みを行っている。

2023年度における主な取組み	
グループガバナンスに関する内部統制システム高度化の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年度に構築したグループ経営管理体制に基づき、2022年度以降本格的に開始したグループ全体の法令等遵守、保険数理、リスク管理、外部委託および内部監査の各経営管理体制について、グループ各社の体制整備および運用状況の確認を行うとともに、特段の問題がないことを取締役会に報告した。 ・シングライフ・ホールディングスの子会社化によるI A I G(注1)への指定を念頭に、コンプライアンスに係るリスク評価基準や再設計画など、グループ経営管理体制の高度化に向けた検討を行うとともに、シングライフ・ホールディングスの上記各体制におけるレポート・ガイドライン(注2)の項目の確認や部門別会議(注3)による今後のコミュニケーションについて同社と合意するなど、個社におけるグループ経営管理体制の整備を進めた。 (注1) Internationally Active Insurance Groupの略。 (注2) 海外子会社が当社に報告する資料を定めているもの。 (注3) 海外子会社の内部統制システムの整備等に関する、専門性を有する当社各部門と海外子会社による会議。
子会社等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社PREVENTの子会社化に向けて同社の経営管理体制を整備するとともに、子会社等の経営状況等に関する当社への適時適切なレポートの徹底や、子会社における重要事項の事前協議・報告等を通じた指導を実施した。 ・社会・環境課題に係るサステナビリティへの対応として、グループベースでカーボンニュートラル実現に向けたGHG排出量削減に取り組むとともに、「住友生命グループ人権方針」に基づく人権取組み等を推進した。 ・シングライフ・ホールディングスの子会社化に向けて当社派遣取締役の増員などガバナンス体制を整備し経営管理の枠組みを高度化するとともに、それらを現地にできめ細やかにサポートする観点から、駐在員事務所を新設した。

⑥お客さま本位の業務運営を実現するための体制

お客さま本位の業務運営に関する各管理方針に基づき、保険金等の支払をはじめとする保険契約にかかる業務の管理を行うとともに、お客さま情報の保護およびお客さまの利益が不当に害されることがないよう利益相反の管理等を行う。

「お客さま本位の業務運営を実現するための体制」の運用状況の概要

- ・「お客さま本位の業務運営方針」に基づく取組みを行うとともに、「お客さま本位推進委員会」での審議等を通じグループベースでの体制高度化に努めている。
- ・お客さまの保護および利便性の向上に向けた管理方針として「保険契約管理方針」、「保険金等支払管理方針」、「顧客サポート等管理方針」、「顧客情報等管理方針」、「外部委託管理方針」、「利益相反管理方針」を定めるとともに、各所管部署が中心となって、これらの管理方針に基づく取組みを行っている。
- ・「CX戦略会議」を設置し「CX取組計画」を検討・策定のうえ、顧客体験価値の向上に向けた取組みを推進している。
- ・このほか、2023年度においては次の取組みを行っている。

2023年度における主な取組み	
お客さま本位の業務運営	<ul style="list-style-type: none"> ・職員アンケートやエンゲージメントサーベイ等の各種調査結果を踏まえ、役員層と支社職員との対話の機会を継続するとともに、所属内で心理的安全性等をテーマとするミーティングを実施するなど、行動規範の浸透・実践に向けた運営を推進した。 ・従業員一人ひとりが自律的かつ主体的に成長しながら自身の価値を発揮できる姿(ありたい姿)の実現および企業文化への定着に向けて、新コンピテンシー運営(注1)や自律的なキャリアプランニング等に取り組んだ。 ・消費者問題に詳しい有識者を社外委員とする「CS向上アドバイザー会議」を開催し、お客さま本位の業務運営の推進に関する諸施策等に関してのご意見をいただき、お客さまの視点に立った商品・サービスの開発、情報提供の充実に活かしている。 (注1) 目指す人材像を「コンピテンシー」として、全職員共通、職制および部門別項目ごとに可視化・共有化する運営。
保険契約管理・保険金等支払管理	<ul style="list-style-type: none"> ・グループベースでの最適な事務体制の構築に向けた具体策の検討、ハンド事務機械化・RPA(注1)化を進めるとともに、「大阪-東京-札幌」の3拠点事務体制の確立に向け、業務シフトを進めた。また、拠点事務の集約化・リモート活用(Zoom等による営業職員サポート)については、従来からの2支社に加え新たに4支社でリモート活用を導入し、効率的な支社・拠点事務体制の構築を進めた。 ・ダイレクトサービスの活用PRや画面遷移のレベルアップ、デジタル手続きが可能となる給付金簡易請求範囲の拡大等の取組みや個別の研修や出向による働きかけを行い、電子手続きの利用率向上を進めた。 (注1) Robotic Process Automationの略で、人がパソコン上で日常的に行っている事務作業を自動化すること。
顧客サポート等管理	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月開催している苦情対応事例の共有を目的とする勉強会を継続開催し、苦情対応力の向上を図るとともに、関連部門の視点も踏まえたお客さまの声の分析および課題整理、ならびに「感謝の声」や苦情に基づく改善事例の全社での共有体制の推進・強化を図った。 ・外貨建保険における苦情は苦情管理部門が発生状況や傾向を分析しており、それを踏まえ、募集代理店に対して、教材の提供や個別の苦情意見交換会を通じて、苦情事例や募集時の留意点等を共有し注意喚起する等、苦情防止に向けた取組みを継続して行っている。 ・本社担当者が直接折衝を行う本社直接折衝体制を通じ、苦情の内容や状況に応じて専門的な見地から迅速・柔軟に対応を行う運営を継続実施した。
顧客情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ・DX推進・データ活用に際しての積極的なリールサポート、およびリスクベースの考えに基づくデジタルツール利用状況のモニタリングを実施した。 ・情報漏えい事故の未然防止に向けた人財育成を実施するとともに、リスクベースの考えに基づく個別指導・個別支援を実施した。
外部委託管理	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な委託が適切に管理され、委託契約に沿ったサービスが行われない場合におけるコンティンゲンシープランが策定されており、体制に問題がないことを確認した。 ・社内のデュー・デリジェンスとして人権リスク評価を実施し、重点課題の未然防止・改善策について当社ホームページにて公表した。 ・二次・三次委託先に対しても人権尊重の取組みを促進させる観点から、一次委託先を通して二次・三次委託先に「取引活動におけるガイドライン」の遵守を確認する体制を構築した。 ・外部委託先の管理状況の明確化および委託先所属の業務効率化を目的として、社内の外部委託管理対象の取引を一覧化し、社内および国内子会社等にて確認できる環境を構築した。
利益相反管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「責任投資に関する基本方針」「議決権行使ガイドラインとその背景となる考え方」「議決権行使結果」をホームページで公表、適宜の情報更新を行った。 ・株主としての議決権行使に関して、利益相反が生じる可能性がある議案につき、「利益相反管理方針」、「責任投資規程」等に則り責任投資委員会において議決権行使に係る審議を実施した。

⑦内部監査の実効性を確保するための体制

内部監査の実効性を確保するため、「内部監査方針」を定め、次のとおり内部監査を行う。

- 内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査部が内部管理体制等の適切性・有効性を検証し、課題・問題点の発見、内部管理体制等の評価、改善に向けた提言およびフォローアップを行う。
- 内部監査部の担当執行役員は、内部監査に関する重要事項を取締役に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

「内部監査の実効性を確保するための体制」の運用状況の概要

- ・内部監査の実効性確保に向け、内部監査の対象組織や関係組織に対し内部監査業務への協力義務を課し、内部監査部長に重要な会議体への出席権限を付与するほか、内部監査部役員に職務遂行上、必要な全ての役員・資料へのアクセス権を付与している。
- ・取締役会で決議された「内部監査中期計画」および「内部監査年間計画」に基づき、リスクベースで内部管理体制等の適切性・有効性を検証・評価し、その結果を社長および監査委員会に定期的に報告している。また、内部監査で発見した課題・問題点については関係部門に対し改善勧告や提言を行い、その改善状況をフォローアップしている。
- ・内部監査部の担当執行役員は、年間計画の遂行状況の他、課題・問題点の傾向分析結果や改善状況等をまとめた半期ごとの内部監査結果等について監査委員会および取締役会に報告を行っている。
- ・また、監査委員会との連携に関し、「内部監査規程」にて以下の体制を整備するほか、監査委員会に内部監査部担当執行役員が出席する等、その強化を図っている。
 - ・「内部監査中期計画」「内部監査年間計画」策定にあたっての監査委員会の事前同意
 - ・監査委員会による調査指示に基づく臨時検証の実施と報告等
- ・このほか、2023年度においては次の取組みを行っている。

2023年度における主な取組み	
内部監査品質の向上および内部監査プロセスの効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査の国際資格である「公認内部監査人(C I A)」の資格取得を推奨し、2023年度の新規取得者は3名で、取得者数(25名)は2023年度末在籍比目標30%以上に対し40.3%と目標を達成した。また、システム監査においてコソーシングを活用し、監査の効率化と知見の習得を図るとともに、内部監査品質の継続的モニタリング(役職者によるレビュー活動)や子会社を含めて定期的な自己評価を実施した。 ・全社的取組みや部門横断的に対応している課題等を対象に8個のテーマ監査を実施した。 ・データ活用によるリスクアセスメントや本社所管部門との連携を充実させ、リスクベース監査を推進するとともに、態勢検証評定および改善フォローアップ運営のレベルアップに向けマニュアル等を整備した。

7. その他

<相互会社制度運営に関する事項>

1. 当年度中の総代候補者選考委員会開催状況は次のとおりです。
 - a. 2023年9月6日、総代候補者選考委員会が開催され、2025年総代改選について、自薦による総代候補者選定の導入や総代候補者の選考方針等が決定されました。
 - b. 2024年2月9日、総代候補者選考委員会が開催され、2025年総代改選について、総代就任を折衝する候補者等が決定されました。
2. 当年度中の審議委員会開催状況は次のとおりです。
 - a. 2023年5月25日、審議委員会を開催し、2022年度決算案および事業概況等について報告しました。
 - b. 2023年11月20日、審議委員会を開催し、2023年度上半期事業概況等について報告しました。
3. 当年度中に全国各地の支社等において、合計89回ご契約者懇談会を開催し、1,708名のご契約者に出席いただきました。
4. 当年度末現在の社員数は6,730,295名、総代数は177名です。

<商品に関する事項>

2023年6月16日、たのしみグローバルⅢ（5年ごと利差配当付選択通貨建個人年金保険（一時払い）（23）・5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険（一時払い）（20））を発売しました。主な特徴は次のとおりです。

- ・選択通貨（米ドル、豪ドルもしくは円）または指定通貨（米ドルもしくは豪ドル）建の一時払個人年金保険です。
- ・「指数連動プラン」では、据置期間中、毎年の指数の上昇率および連動率に応じて計算される積立金の増加率に基づいて契約応当日ごとに積立金が増加し、その積立金額に基づいた年金をお支払いします。なお、指数の下落が続いた場合や、指数が大きく下落した場合でも、積立金は指定通貨建で減少しません。
- ・「定率増加プラン」では、据置期間中、一定の積立利率および経過年月数により積立金が増加し、その積立金額に基づいた年金をお支払いします。
- ・両プランに共通して、ご契約時に目標額を設定することができ、解約返戻金の円換算額が設定した目標額に到達した場合、円建て年金原資を確定することができます。
- ・「目標額設定なし」とした場合は、「目標額設定あり」の契約に比べ、高い積立利率・連動率で積立金額を増やすことができます。

<社会・文化貢献活動に関する事項>

「住友生命グループVision2030」に掲げる「ウェルビーイングに貢献する「なくてはならない保険会社グループ」」を目指し、SDGs達成に資する社会への貢献の具体策として「健康増進」「子育て支援」「地球環境の保護」を重点分野とした社会貢献活動を実施しております。

1. CSVプロジェクトにおける「社会全体への健康増進の働きかけ」として、2017年から実施している親子で一緒にスポーツを行うスマセイ「Vitality Action」を開催しました。また、関連財団と連携して健康増進に関する啓発等を実施しました。その他、乳がんの早期発見や適切な治療の大切さを伝えるピンクリボン運動の応援や、使用済み切手を回収のうえ、リサイクル業者を通じて換金し、公益財団法人日本対がん協会の乳がんをなくす「ほほえみ基金」に寄付する活動等を行いました。
2. 子育て支援事業として、17回目となる「未来を強くする子育てプロジェクト」を実施し、5年ぶりに対面形式での表彰式を開催しました。また、全国の学童保育等の運営を支援する「スミセイアフタースクールプロジェクト」を全国50団体で実施するとともに、子どもの情操教育支援を目的とする「第46回こども絵画コンクール」を実施しました。
3. 地球環境保護活動として、職員の環境問題に対する理解促進を図るとともに、全社で使用済みクリアファイルのリサイクル活動の推進に取り組みしました。また、職員のボランティア活動においてもGHG排出量削減に貢献する活動を重点項目として取り組みました。その他、公益財団法人世界自然保護基金ジャパン(WWFジャパン)におけるサンゴ礁保全プロジェクト(2008年～2021年)や、海洋保全活動への支援(2022年～)を通じ、豊かな海の未来を守る活動に貢献しており、2023年6月には、当支援の実績から、紺綬褒章を受章しました。
4. 当社の社会貢献活動のベースとなる取組みとして、職員が各地でボランティア活動を行う「スマセイ・ヒューマニー活動」を1992年から実施しております。本取組みにおいても森林保全や海岸・地域の清掃等、GHG排出量削減に貢献する活動をはじめ、各地で多岐にわたる活動を展開しております。また、全社の推進担当者を対象として、SDGs達成への貢献の必要性について学ぶとともに、社会貢献活動について意見交換を行う勉強会を実施しました。その他、24時間テレビ「愛は地球を救う」に協賛し、4年ぶりに対面での募金活動を実施したほか、オンライン募金の推進も行いました。
5. 東海テレビ放送株式会社が主催する一般社団法人日本女子プロゴルフ協会公認の女子プロゴルフツアー「住友生命Vitalityレディス東海クラシック」に特別協賛し、開催地である愛知県美浜町をはじめとした地域社会の活性化を支援しており、ゴルフを通じた社会貢献活動として、美浜町の小学生が選手が選手の似顔絵を描いて選手を応援する「チアリングアート」を開催し、作品(似顔絵)を大会会場に飾るとともに、当社公式ホームページに掲載しました。また、大会会場での展示後は、美浜町の総合公園体育館で引き続き展示し、作品数に応じて美浜町に支援金を寄付しました。他にも、子どもたちの未来や地球環境保護のために、「西村優菜 Birdie Donation for Future Supported by 住友生命」で積み立てたポイントに応じた寄付を行っており、2023年度は西村プロの出身地である大阪府堺市への寄付を実施する等、引き続きゴルフを通じた社会貢献活動を展開しました。
6. 毎週土曜日の朝行われる参加費無料のparkrunは、5kmのウォーキング、ジョギング、ランニングを楽しんでいただけるほか、ボランティアとして参加することもできるコミュニティイベントです。当社は、日本における唯一のオフィシャル・プレゼンティング・パートナーとして、幅広い方々の心身の健康増進に向けた取組みをサポートしております。
7. 当年度中に「社会及び契約者福祉増進基金」から総額7億1121万2705円の助成を行いました。その内訳は、健康増進事業に8150万9537円、子育て支援・次世代応援事業に1億3447万3598円、地球環境保全事業に1001万円、地域社会関連事業に478万210円、一般財団法人住友生命福祉文化財団に3億8500万円、公益財団法人住友生命健康財団に8600万円、その他社会貢献事業に943万9360円です。